

### 3 合志中学校の決まり

#### ※校則の見直しにより変更になる可能性があります

(服装・履き物・カバン・頭髪・所持品・届け出・その他)

#### (1) 服装

① 本校生は標準マーク入りの標準服を着用します。左胸ポケットに名札をつけ、品位を保ち、清潔な服装を心がけます。※ 名札は学校内でのみ義務着用です。

#### ② 制服の種類と着用期間

制服には、学ラン・セーラー服・ブレザーがあります。季節によって自分の体調に合った冬服、中間服、夏服を着用します。

※儀式的行事の入学式・卒業式は原則冬服を着用します。

#### ③ 制服

##### ○学ラン…黒の学生服

(ア) 冬服…上着は丈の長さが袖より短いものや、丈の長さが極端に長いものは使用しない。

(イ) 夏服…白の半袖シャツ、ズボンは冬服と同型です。

(ウ) 中間服…白の長袖シャツ、ズボンは冬服と同型です。



##### ○セーラー服

(ア) 冬服…紺のセーラー服とジャンパースカート、黒のネクタイ。  
※スカートの丈は目安として膝が隠れる程度とする。

(イ) 夏服…オフホワイトのオーバーブラウス、紺のスカート。

(ウ) 中間服…白の長袖ブラウス、冬のジャンパースカート、紺のリボン。



##### ○ブレザー (学校指定のもの)

(ア) 冬服…紺のジャケットと紺のスラックス。

(イ) 夏服…白の半袖シャツ、紺のスラックス。

(ウ) 中間服…白の長袖シャツ、紺のスラックス。

※男女とも保健衛生上、シャツの下には下着(白、グレー、黒、紺、茶の単色、無地でワンポイント、柄・文字は手のひらで隠れる程度)を着用します。



#### ④ 防寒着…原則として厳寒期に次の規定に基づいて、防寒着の着用ができます。

(ア) 防寒具のジャンパーに関しては、白・黒・紺・グレーの無地を基調とし、素材は規定しない。冬の制服の上に着て授業を受けることを想定し、可能な限りウインドブレーカーや脱ぎ着しやすい前開きができるものを推奨する。

(イ) 登下校時の手袋、マフラー、ネックウォーマーは派手にならないものとする。

(ウ) 紺又は黒のストッキング。

(エ) 制服の中に着るトレーナーは、フード付きではないものとする。

#### (2) 履き物

①ソックス…白、黒、紺、グレーの単色とする。

②靴…体育時に使用ができ、白地のひもつき運動靴とする。

(雨天時は代替えの物で可。デッキシューズは不可。)



### (3) カバン

学校で定めた通学用カバンを使用すること。通学用カバンに入ることのできない用具（体育服・部活動着等）については、学校で定めたサブバックおよび学校生活にふさわしく、派手ではない各部活動等で許可を受けたサブバックを使用すること。

※キーホルダー等のアクセサリはつけないこと。

＜通学用カバン＞



＜サブバック＞



### (4) 頭髪

- ① 髪型は、眉、耳にかからない程度とします。頭髪が肩にかかる場合は、ゴムひもで結びます（色は、黒、紺、茶の3色）
- ② 剃り込み、眉剃り、パーマ、脱色、染色は禁止です。
- ③ 整髪料、化粧等はしません。

※ 極端なものや同じ中学生として違和感を感じるものは不可。

### (5) 所持品

- ① ピアス・アクセサリ等は身につけません。
- ② 学用品は、学校に置いていい物以外は原則として毎日持ち帰ります。
- ③ 不要な金銭、ナイフ等の危険物やその他学習に必要なのない品物は持って来ません。
- ④ スマートホン等の校内への持ち込みや使用は禁止です。（登下校時も含む）  
※ 家庭の事情等によりやむを得ない理由がある場合は、保護者から担任へ事前に相談があって認められた場合のみ特別に許可します。
- ⑤ 所持品には、学年、組、番号、氏名を明記します。

### (6) 届け出

欠席・遅刻・早退・忌引等をする場合は、8：00までに必ず保護者より学校に安心・安全メールまたは電話にて連絡して下さい。

### (7) その他

- ① 時間に余裕をもって登校し、遅刻をしないようにします。遅くとも、7：55正門通過8：05には昇降口を通過し8：10には教室の席に着いておきます。
- ② 公衆電話の使用については、緊急の場合を除き、始業前（午前8時10分以前）と放課後以外は禁止です。
- ③ 外出の際は必ず家の方の許可を受けます。外泊および夜間外出は禁止とします。
- ④ カラオケボックス、ゲームセンター（各種遊技場）への子どもだけでの出入りは禁止です。必ず保護者と一緒に行くようにしましょう。
- ⑤ 校区外へ出かける場合は、原則として保護者同伴とします。ただし、子ども同士で行く場合は同伴者、行き先、帰宅時間を保護者に確認した上で、保護者の責任のもとに行くようにしましょう。（映画を見に行く場合も同じです。）
- ⑥ 携帯電話・スマホ等でのプロフ・ブログ・ネット上の掲示板等の利用は禁止です。情報モラル及びマナーを守り、安全な使用を心がけてください。

## 4 校内生活



- (1) 時間に余裕をもって登校し、遅刻をしないようにします。  
午前7時55分には正門を通過しましょう。
- (2) 始業から終業までは、無断で校外に出ません。
- (3) チャイムがなる1分前には着席し、黙想をします。授業開始のチャイムであいさつを行います。
- (4) 室内のインターフォンは、緊急の場合を除き生徒は使用しません。
- (5) 校具及び各種カギ使用の際は、必ず使用許可を受け、所定の位置に借りた本人が返却します。
- (6) 校舎、校具、校地及び樹木を愛護します。
- (7) 下校時にはカーテンは開けた状態で、必ず戸締りをします。
- (8) 登下校はすべて正門及び自転車用通用門からとします。
- (9) 朝自習時間は、決められた課題に集中して取り組みます。
- (10) 公衆電話の使用については、緊急の場合を除き、始業前（午前8時10分以前）と放課後以外は禁止です。忘れ物をしないように心掛け、忘れ物の家庭連絡に電話を使用するようなことのないようにします。
- (11) 金銭及び提出物については、盗難防止のため、朝の出席確認時に忘れずに提出します。
- (12) 必要と思う場合は、水筒を持参してもかまいませんが、お茶かスポーツドリンクを入れてきます。

## 5 校外生活

### (1) 社会生活

- ① 交通ルールとマナーを守り事故のないようにする。
- ② 万引きなど社会のルールに反する行為は絶対しない。
- ③ 社会の一員として行動する。
- ④ 地域のボランティア活動等には積極的に参加する。



### (2) 家庭生活

- ① 家庭の一員として自分の立場を自覚し、その分に応じた仕事を受け持つようにする。
- ② 家庭での自学・自習に努め、学力の向上を図る。
- ③ 外出の際は必ず家の人に連絡し、許可を受けるようにする。
- ④ 合志市外への外出は、中学生としてふさわしい服を着用する。
- ⑤ 学校からの通知は、すぐ家の人に渡すようにする。
- ⑥ 友だち同士でのカラオケボックスへの出入り、ゲームセンターへの出入りは禁止する。
- ⑦ S N S(コミュニティサイト)の利用(携帯電話やパソコン、ゲーム機器(PSP、DS等)、ipod、ipad等での通信(メール等も含む)等)は午後10時~午前6時は禁止。その間、携帯電話は使用禁止となるので保護者に預けることになっている。もちろん、携帯電話等の不要物は学校へは持ち込み禁止。



## 6 自転車通学

### ヘルメット着用 & タスキ着用



#### (1) 許可基準

遠距離通学者として、次の地区は自転車通学を認めています。

合志南小学校区の全部  
南ヶ丘小学校区の全部  
合志小学校区の一部（新古閑・新迫・日向・栄地区など2 km以上の地区）

※上記の地区以外の生徒で、家庭の事情等により自転車通学を希望する場合は、担任に相談し、特別許可願（色のついた用紙）の申請をする。その際、事情、距離、駐輪場の収容能力等を考慮した上で認められる場合は許可する。

#### (2) 許可条件（自転車通学生遵守事項）

許可願を提出し、自転車通学許可を受けていること。

##### (ア) 道路交通法規に関する遵守事項

- ①二人乗り禁止      ②傘さし運転禁止      ③一般道路・歩道の並進禁止  
④無灯火運転禁止      ⑤信号遵守      ⑥一旦停止の遵守  
⑦一般道路で歩道等が無い場合は、原則として左側を通る。      ⑧徐行の励行

##### (イ) 本校自転車通学生を守る遵守事項

- ①安全のため、ヘルメットを着用する。（あご紐<sup>ひも</sup>をあごの下にきちんと装着すること。）  
②安全たすきを着用する。  
③通学カバンは荷台に荷ひもでくくる。（重いものを前カゴにいれると転倒しやすくなります。）  
④自転車通学の許可を毎年受ける。（学年、組が変わるため）  
⑤ステッカー及び自転車管理維持のため、経費の一部を負担する。  
⑥ステッカーは自転車の後部に貼り、自転車には名前を書く。  
⑦自転車の整備はきちんとする。（ブレーキ・ライト・ベルなど）  
⑧自転車の改造はしない。（アップハンドル・荷台の変形など）  
⑨登校後は定められた位置に駐輪し、自転車にはカギをかける。  
⑩定められた通学路を通り、別に定める登下校禁止道路は通行しない。  
⑪雨天時は雨合羽を着用する。（傘さし運転は法律で禁止）  
⑫教職員、警察、交通指導員、地域住民等の注意・指導に従う。



##### (ウ) 損害保険（対人・対物）の加入

- ①加害の場合の保険に入っていること。  
②被害の場合の保険に入っていること。

※①・②の掛金の指定等はありませんが、保険への加入が条件となります。

#### (3) 上記の違反者は、1回につき3日間、自転車通学を禁止する。

(ア) ヘルメットのあごひもをかけていない・故意に危険な乗り方をする等の場合は、厳重に注意し、上記を含め、違反を繰り返す場合は、許可を停止または取り消します。

(イ) 違反時における3日間の自転車通学禁止は、地域等からの通報も同様に適用します。

自動車やバイクとの接触事故が多発しています。

ご家庭においても交通安全意識の向上のために、話し合いをお願いします。